

(イ) 単位の修得を条件とするものについては、修得科目の種類及びその単位数、修得した学校又はその他の教育機関の名称
 (ウ) 学校又はその他の教育機関の卒業又は修了を条件とするものについては、その学校又はその他の教育機関(学部、学科等を含む)の名称、卒業又は修了の年月日
 (エ) 教員資格認定試験の合格を条件とするものについては、その実施機関、合格証書の番号及び年月日
 (オ) 特別支援学校の教員の免許状にあつては、新教育領域の追加の定めを行った年月日(特別支援教育領域ごとに記入する。)
 (カ) その他授与権者において必要と認める事項
 二 免許状の書換え又は再交付の場合は、その旨並びに書換え又は再交付の年月日及びその理由を記入するものとする。
 三 授与条件については、免許状の裏面に記載することを妨げない。
 別記第四号様式から別記第六号様式までを削る。
 (教育職員免許法施行規則の一部改正)
第二条 教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十七号)の一部を次のように改正する。
 別記第二号様式を次のように改める。
 別記第二号様式(第九条関係)

(教育職員)(専修)(二種)(二種) 免許状

本籍地
氏名
(旧姓)
(通称名)
年 月 日生
授与権者 印

右の者は教育職員免許法施行規則第二条の定めるところにより(左記の教科について)(教育職員)(専修)(二種)(二種) 免許状を授与する。
 (記)
 年 月 日

授与条件
(番号)

備考 免許法施行規則別記第一号様式備考の規定は、この様式の場合について準用する。
 (教員資格認定試験規程の一部改正)
第三条 教員資格認定試験規程(昭和四十八年文部省令第十七号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第十六条第一項の規定による教員資格認定試験(以下「認定試験」という。)については、この省令の定めるところによる。	第一条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第十六条の二第一項の規定による教員資格認定試験(以下「認定試験」という。)については、この省令の定めるところによる。

(教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)
第四条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成二十年文部科学省令第九号)の一部を次のように改正する。
 附則第二条から第十九条までを削る。
 別記第一号様式から別記第四号様式までを削る。
 (免許状更新講習規則等の廃止)
第五条 次に掲げる省令は廃止する。
 一 免許状更新講習規則(平成二十年文部科学省令第十号)
 二 東日本大震災に伴う教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第二条第二項に規定する文部科学省令で定める期間の特例に関する省令(平成二十三年文部科学省令第二十六号)
 三 新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に伴う教育職員免許法第九条の二第三項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第二条第二項に規定する文部科学省令で定める期間の特例に関する省令(令和二年文部科学省令第二十五号)
 附則

(施行期日)
第一条 この省令は、令和四年七月一日から施行する。
 (免許状更新講習の評価及び当該評価に関する報告についての経過措置)
第二条 この省令の施行前に行われた免許状更新講習に係る第五条の規定による廃止前の免許状更新講習規則第七条第二項に規定する運営状況、効果等についての評価及び同条第三項に規定する当該評価結果の文部科学大臣への報告については、なお従前の例による。
 (様式に関する経過措置)
第三条 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の別記第一号様式及び第二条の規定による改正前の別記第二号様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。
 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
 ○厚生労働省令第九十六号

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十号)の一部の施行に伴い、及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第五条第四項(同法第十条第五項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 令和四年六月二十一日
 厚生労働大臣 後藤 茂之
 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則(昭和六十一年労働省令第二十号)の一部を次のように改正する。

様式第三号の三を次のように改める。

(日本国憲法第八十四条)

雇用保険等の被保険者資格取得の状況報告書

年 月 日

雇用保険等の被保険者資格取得の状況について、下記のとおり報告します。

1 事業所の名称			
(ふりがな)			
【雇用保険】			
2 通出事業所番号	3 派遣労働者のうち、未加入者数	人	
4 未加入者の氏名及び未加入の理由	未加入の理由(ア)①～⑤より選択	【⑥ その他】を選択した場合に具体的な理由を記載	
氏 名			

- 【雇用保険の未加入の理由】
- 1 通出の労務受領期間が50日を超えなかった
 - 同一の事業所の通出事業に継続して21日以上雇用されたことがない
 - 短期学生(労働者派遣法施行令第4条第2項第2号に掲げる者をいう。)
 - その他

【健康保険・厚生年金保険】

5 事業所番号	6 派遣労働者のうち、未加入者数	健康保険	人
7 未加入者の氏名及び未加入の理由		厚生年金	人
氏 名	理由	健康保険	
	未加入の理由(ア)①～⑤より選択	厚生年金	
		健康保険	
		厚生年金	
		健康保険	
		厚生年金	
		健康保険	
		厚生年金	
		健康保険	
		厚生年金	

- 【健康保険・厚生年金保険の未加入の理由】
- 1 通出の労務受領期間又は1月間の労務受領日数が通常の労働者の4分の3未満の期間が連続してあって、次の(ア)～(エ)のうちいずれかに該当する者
 - (ア) 1 通出の労務受領期間が50日を超えなかった
 - (イ) 賃金の月額が、その月未満であること
 - (ウ) 学生であること
 - (エ) 被保険者が労働時間100人以下であり、任意特定適用事業所の選出がなされていない事業所に雇用されていること
 - 2 か月以内の期間を定めて使用される者であって、当該定められた期間を過ぎて使用されることのないもの
 - その他

様式第三号の三(第2項)

(日本国憲法第八十四条)

(記載範囲)

- 1 本様式は、派遣労働者のうち、雇用保険等の未加入者がいる場合に提出を要すること。
- 2 雇用保険等の資格取得状況について、許可又は更新の申請日における状況の本様式に記載すること。
- 3 1欄は、該当事業所の名称を記載すること。
- 4 2欄、3欄、5欄及び6欄には、様式第三号第一項5欄において労働保険等の加入状況を記載したものを記載すること。
- 5 4欄及び7欄には、未加入者ごとに未加入の理由を雇用保険法①から④、健康保険・厚生年金保険は①から⑥のうちからそれぞれ選択すること。
- 6 4欄で④その他を選択した場合は、未加入の理由を具体的に記載すること。
- 7 7欄で①を選択した場合は、(ア)のうち、該当する項目を全て記載すること。
- 7欄で③その他を選択した場合は、未加入の理由を具体的に記載すること。
- 9 7欄について、健康保険・厚生年金保険の種類それぞれの状況を記載すること。
- 10 【健康保険・厚生年金保険の未加入の理由】の①の「通常の労働者」とは、健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第1項第9号及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第12条第5号に規定する通常の労働者を、「臨時労働者」とはこれらの規定に規定する短時間労働者をいうこと。
- 11 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

附 則

この省令は、令和四年十月一日から施行する。

告 示

○文部科学省告示第九十九号

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律(令和四年法律第四十号)の施行に伴

い、次に掲げる告示は、廃止する。

令和四年六月二十一日

文部科学大臣 末松 信介

- 一 平成二十年文部科学省告示第五十一号(教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第十條第一項第六号の規定に基づき文部科学大臣が定める者)
- 二 平成二十年文部科学省告示第六十二号(教育職員免許法施行規則第六十一条の四第六号の規定に基づき文部科学大臣が定める者に関する告示)
- 三 平成二十年文部科学省告示第六十三号(教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第三條第四号の規定に基づき文部科学大臣が定める者に関する告示)
- 四 平成二十年文部科学省告示第六十四号(免許状更新講習規則第九條第一項第四号の規定に基づき文部科学大臣が定める者に関する告示)

附 則

この告示は、令和四年七月一日から施行する。